



広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進

第36回 国と地方のシステムWG

令和5年10月30日

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課



広域化・集約化に係る手引き

- ・広域化・集約化の推進に繋がるように、主体となる都道府県及び管内市町村に向けて、「**広域化・集約化に係る手引き**」を**2020年に策定**。（一般廃棄物処理施設）
- ・同手引きにおいて、広域化・集約化を進める上で参考となる情報（事例）を整理。

手引きの構成

1. 総論

1. 1 通知発出の背景
1. 2 本手引きの目的

2. 新規通知の概要

2. 1 広域化・集約化の現状と今後の方向性
2. 2 広域化・集約化の必要性
2. 3 広域化・集約化計画の策定

3. 広域化・集約化に向けた取組の流れ及び各主体の役割

3. 1 取組の流れ及び取組の主体
3. 2 **広域化・集約化を進める上での各主体の役割**

4. 広域化・集約化を進める上での広域化ブロック内での検討

4. 1 広域化・集約化の実現可能性の調査
4. 2 広域化・集約化に参画する市町村の決定

5. 広域化・集約化を進める上での関係市町村間での検討・調整事項等

5. 1 広域化・集約化の方式
（組織体制、整備するごみ処理施設、ごみ処理フロー等）
5. 2 施設建設候補地の選定
5. 3 費用分担
5. 4 ごみの分別区分・有料化
5. 5 ごみの収集運搬
5. 6 過渡期のごみ処理方法
5. 7 住民理解の促進

別添 広域化・集約化の事例集

広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進（環境省）



・「広域化・集約化に係る手引き」において、自治体における施設の集約・再編等を進める際の各主体の役割や検討フロー（広域化ブロック区割りの設定などの面的なマネジメントを含む具体的な検討事項や方法）をまとめている。

「広域化・集約化に係る手引き」における各主体の役割及び検討フロー

①環境省通知（平成31年3月）の内容

- 2021年度末を目途に広域化・集約化計画を策定することを要請
- 広域化・集約化計画に基づき、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築することを要請

国の通知

② 広域化・集約化計画の策定（都道府県における検討会等）

- 前回策定の広域化・集約化計画の評価、人口及びごみ排出量等の将来予測
- 広域化ブロック区割りの設定見直し、ブロック毎の廃棄物処理体制の検討

都道府県での検討

③ 広域化ブロック内での検討（市町村ブロック会議等）

- 広域化・集約化の実現可能性の調査（メリットの試算等）
- 広域化・集約化に参画する市町村の決定

広域化ブロック内での検討

④ 関係市町村間での検討・調整（広域化推進会議等）

- 組織体制、整備するごみ処理施設、ごみ処理フロー、施設建設候補地の選定
- ごみの分別区分・有料化、ごみの収集運搬、過渡期のごみ処理方法
- 広域化・集約化のスケジュール、費用分担 等

関係市町村間での検討

廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き

・「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」及び、「計画のひな形」を2021年3月に改訂し、個別施設計画について記載事項の周知を行い、内容充実を図った。

手引きの構成（焼却施設編）

I. 総論

1. 目的
2. 用語の定義
3. 廃棄物処理施設の現状
4. 廃棄物処理施設の維持管理上の特徴
5. 廃棄物処理施設の供用年数
6. 廃棄物処理施設のストックマネジメント
 - (1) スtockマネジメントの考え方
 - (2) 廃棄物処理施設の長寿命化総合計画
 - (3) 廃棄物処理施設における延命化計画
7. 長寿命化総合計画を進める上での基本的留意事項
 - (1) 機能保全のプロセス
 - (2) 効果的なストックマネジメント
 - (3) 地域単位の総合的な調整

II. 長寿命化総合計画作成の手引きと解説

1. 施設の概要と維持補修履歴の整理
 - (1) 施設の概要
 - (2) 維持補修履歴の整理
2. 施設保全計画の作成・運用
 - (1) 主要設備・機器リストの作成
 - (2) 各設備・機器の保全方式の選定
 - (3) 機能診断手法の検討
 - (4) 機器別管理基準の作成
 - (5) 施設保全計画の運用
 - (6) 健全度の評価、劣化の予測、整備スケジュールの検討
3. 延命化計画の策定
 - (1) 延命化の目標
 - (2) 延命化への対応
 - (3) 延命化の効果
 - (4) 延命化の効果のまとめ
 - (5) 延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果
 - (6) 延命化計画のまとめ

- 面的なインフラマネジメント推進に資する取組として、令和5年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画において、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進し地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要性に関する記載を盛り込んだ。

廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）抄

1. 基本的理念

(2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保

こうした課題に対応し、持続可能な適正処理を確保するためには、中長期的な視点で廃棄物処理体制の在り方を検討した上で、地域住民の理解及び協力を得ながら、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進することで、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。

(参考) ごみ焼却施設の広域化・集約化の状況

	平成10年度	令和3年度
ごみ焼却施設	1,769 施設	1,028 施設
(うち、100t/日以上)	550 施設 (全体の31%)	573 施設 (全体の56%)
(施設の平均規模)	109 t/日	171 t/日

平成9年5月に発出した通知において、最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等の課題に対応するため、各都道府県で、**可能な限り焼却能力300t/日以上(最低でも100t/日以上)の全連続式ごみ焼却施設を設置できるように広域化ブロック区割りを行うよう求めた。**

引き続き、**広域化・集約化の推進**及び、**戦略的なインフラマネジメント**について地方公共団体に対し促してまいりたい。

(参考) 広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進 (環境省)



廃棄物処理施設整備計画とは

- 廃棄物処理法基本方針に即して、**5年間の計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要**を定め、**閣議で決定**するもの（廃棄物処理法第5条の3）。
- 令和5年6月30日に、**2023年度から2027年度までの5年間の計画期間とする新たな廃棄物処理施設整備計画（以下「新計画」という。）**を策定した。

新計画のポイント

- 気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化。
- 「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加。
- 「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、上記の脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化。

脱炭素化・資源循環
の一体的推進

1. 基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化